

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（令和4年度 1／四半期分）

海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位:円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	令和4年度 Visit Okinawa Japan・沖縄観 光デジタルパン フレットギャラリーサイト、サーバ保守及 びサイト(CMS) 保守管理業務	令和4年4月1日	4,073,300	(有)テトラビット	沖縄県浦添市西原2-4-1 P's SQUARE 304	167条の2第 1項第2号	当該事業者は、サーバ環境の構築・監視及び サイト管理について、安定かつ安全な稼働・運 用のための現行サーバの内容を十全に理解し ており、運用保守に必要な専門性の高い技術 と実績を兼ね備えた人員が、24時間体制で即 時応答する体制を有する沖縄県内唯一のフル マネージドサービス提供事業者である。 また、上記理由に加え、全国で最も地震活動係 数の低い沖縄県内のデータセンター内にサー バーを保有していることから、災害時のリスク 管理体制が優れており、沖縄県が掲げる「マル チメディアアイランド構想」の実現にも合致した 事業者であることから当該事業者を契約相手 方とした随意契約を締結した。	
2	令和4年度 VISIT OKINAWA JAPAN・沖縄観 光デジタルパン フレットギャラリーサイト におけるGDPR 運用業務に関 する契約締結	令和4年4月1日	1,058,640	(株)インターネットイニシ アティブ	東京都千代田区富士見2- 10-2 飯田橋グラン・ブ ルーム	167条の2第 1項第2号	昨今の個人情報の取り扱い方に関して、EUで はWEBサイト運営事業者に対する厳しい管理 体制を要求している。OCVBでは外国人向け沖 縄観光情報発信サイト運用において、EU圏を はじめGDPR対象地域からのアクセスがあるこ とから、GDPR対策ツールを導入・運営してい る。 GDPRは法規則として制定されているものであ ることから、本年度においても引き続き、導入 ツールの運用及び、EUデータ保護監督当局の 現地窓口として、問題が生じた際の迅速な対応 を行うEU代理人サービスが必要不可欠となる。 当該事業者は、GDPR対策を行える事業者の 中で沖縄県内に拠点を持ち、かつEU代理人 サービスが受託可能な唯一の企業であること から、当該事業者とツール・ライセンス及びEU 代理人サービスの契約を締結した。	

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の実績（令和4年度 1／四半期分）

海外・MICE事業部 海外プロモーション課

単位：円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
3	委託駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務（英国）	令和4年6月1日	7,500,000	Hume Whitehead Limited	25 North Row London W1K 6DJ	第167条の2 第1項第2号	外国での契約となる。類似実績を有する3社に対し企画提案を依頼したところ、県との審査・協議の結果、当該事業者の企画案が適していると判断されたため。	
4	委託駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務（ドイツ）	令和4年6月1日	7,500,000	KPRN network GmbH	Hamburger Allee 45, 60486 Frankfurt am Main, Germany	第167条の2 第1項第2号	外国での契約となる。類似実績を有する2社に対し企画提案を依頼したところ、県との審査・協議の結果、当該事業者の企画案が適していると判断されたため。	
5	委託駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄観光レップ業務（オーストラリア）	令和4年6月1日	7,500,000	The Walshe Group	Level 11. 117York Street Sydney NSW 2000	第167条の2 第1項第2号	外国での契約となる。類似実績を有する2社に対し企画提案を依頼したところ、県との審査・協議の結果、当該事業者の企画案が適していると判断されたため。	
6	委託駐在員観光誘致機能強化事業 沖縄県観光誘客サポート業務（フランス）	令和4年6月1日	7,500,000	Interface Tourism	16 rue Ballu, 75009 Paris, FRANCE	第167条の2 第1項第2号	外国での契約となる。当該事業者は令和3年度の本業務委託事業者選定審査で選定された事業者である。 観光レップは沖縄観光について深く理解をしてもらう必要があり、ロングホールかつ沖縄の認知度が低い欧米豪市場において、レップの沖縄知識を蓄積し中期計画による効果的なプロモーションを実施するためにも、単年度で委託事業者を変更するのは非効率であり、概ね3年間は一事業者との委託契約が望ましいと沖縄県と調整済みのため、当該事業者と契約した。	